

# 名張市都市計画審議会小委員会資料

- ・ 名張市都市計画審議会条例 . . . P 1
- ・ 名張市都市計画審議会運営規程 . . . P 3
- ・ 名張市都市計画審議会小委員会運営規程 . . . P 5
- ・ 傍聴要領 . . . P 6
- ・ 名張市都市計画審議会小委員会名簿 . . . P 7
- ・ 名張市都市マスタープランの改定について（依頼） . . . P 8

平成 2 1 年 7 月 1 0 日

(設置)

第 1 条 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき、都市計画に関する事項を調査審議するため名張市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置き、審議会に関し必要な事項については同条第 3 項の規定に基づき、この条例の定めるところによる。

(組織)

第 2 条 審議会は、次に掲げる者につき、市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者 5 名
  - (2) 市の議会の議員 3 名
  - (3) 市の住民 3 名
  - (4) 関係行政機関の職員及び市長が必要と認める者 若干名
- 2 委員の任期は 2 年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員は、非常勤とする。

(臨時委員及び専門委員)

第 3 条 審議会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員若干名を置くことができる。

- 2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干名を置くことができる。
- 3 臨時委員及び専門委員は、市長が委嘱する。
- 4 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 6 臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長等)

第 4 条 審議会に会長及び副会長各 1 名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員及び議案に関係のある臨時委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議案に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(小委員会)

第 6 条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、小委員会を設置することができる。

- 2 小委員会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

( 幹事 )

第 7 条 審議会に幹事若干名を置く。

- 2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受けて審議会の会務を処理する。

( 庶務 )

第 8 条 審議会の庶務は、都市整備部において処理する。

( 委任 )

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 7 年 9 月 29 日 条例第 29 号)

この条例は、平成 7 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 11 年 6 月 30 日 条例第 12 号 抄)

この条例は、平成 11 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 12 年 3 月 29 日 条例第 1 号 抄)

( 施行期日 )

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。  
( 名張市都市計画審議会条例の一部改正に伴う経過措置 )
- 2 この条例による改正後の名張市都市計画審議会条例第 2 条第 1 項第 2 号に掲げる委員の数は、平成 12 年 10 月 31 日までの間は、5 名とする。

附 則 (平成 15 年 3 月 28 日 条例第 6 号 抄)

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 6 月 27 日 条例第 22 号 抄)

( 施行期日 )

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 20 年 12 月 25 日 条例第 40 号 抄)

( 施行期日 )

- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 6 月 25 日 条例第 30 号)

( 施行期日 )

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

## 名張市都市計画審議会運営規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、名張市都市計画審議会条例(昭和56年名張市条例第16号。以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、名張市都市計画審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (会長の任期)

第2条 会長の任期は、選任された委員の任期とする。

2 会長がその職を辞し、又は委員を退任したとき、その他会長が欠けたときは、次回の審議会において会長の選任を行うものとする。

### (議事の説明者)

第3条 会長は、議事に関係ある行政機関の職員を会議に出席させ、議案について説明させることができるものとする。

### (会議の公開)

第4条 審議会の会議は、原則としてこれを公開する。

2 会議の公開の方法は、傍聴によるものとする。

### (非公開の決定方法等)

第5条 会長は、審議会の会議が次の各号のいずれかに該当するときは、会議に諮り、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。この場合の審議は、必要に応じ、会長の判断により非公開で行うことができる。

(1) 審議内容に、名張市情報公開条例(平成10年名張市条例第13号)第6条第1号から第4号までに定める事項のいずれかが含まれるとき。

イ 法令等により秘密とされている事項

ロ 特定の個人が識別され、又は識別され得る事項

ハ 会議を公開することにより、法人等の活動利益を明らかに害する事項

ニ 会議を公開することにより、市その他の行政機関における事務事業の執行の妨げや支障となり、不当な影響を及ぼすおそれのある事項

(2) 会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められるとき。

### (会議開催の事前公表)

第6条 審議会の会議を開催するときは、会議の開催日1週間前までに、名張市役所前掲示場に会議の内容等を掲示し、公表するものとする。ただし、緊急に審議会の会議を開催するときは、この限りでない。

### (傍聴人の範囲及び定員)

第7条 何人も審議会の会議を傍聴することができるものとし、その定員は15名とする。

### (傍聴の手続等)

第8条 審議会の会議を傍聴しようとする者は、受付時間内に先着順により受付を行い、整理券を受取るものとする。

2 傍聴しようとする者が、傍聴人の定員を超えるとときは、抽選により傍聴人を決定するものとする。

3 傍聴人は、受付にて住所及び、氏名を記入し、傍聴の許可を取らなければならない。

### (傍聴人の守るべき事項)

第9条 傍聴人は、係員の指示に従うとともに、次に掲げる事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

ならない。

- (1) 傍聴席に着席し、みだりに席を離れないこと。
- (2) 会議開催中は静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (3) 会議場において、発言等しないこと。
- (4) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケンの類を着用し、又は貼り紙、旗、プラカード、垂れ幕等を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (5) 会場において、会長の許可なく、写真、ビデオの撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。
- (6) その他、会議場の秩序を乱し、会議の妨げとなるような行為をしないこと。
- (7) 原則として途中入場は認めません。ただし、各議案審議の終了後における退場は認めます。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、第5条により会議を非公開とする議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

2 傍聴人が第9条に定める事項のいずれかに違反したときは、会長は、これを制止し、その命令に傍聴人が従わないときは、退場させることができる。

(会議録の作成)

第11条 審議会の会議については、会議録を作成し、議長が指名した委員2名がこれに署名押印するものとする。

2 会議録に記載する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会議名
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 出席した者の職氏名
- (5) 議題及び会議の公開又は非公開の別
- (6) 非公開の理由(会議を非公開とした場合に限る。)
- (7) 傍聴人の数(会議を公開した場合に限る。)
- (8) 発言の内容
- (9) その他審議会等が必要と認める事項

3 審議会の会議録は、名張市情報公開条例第6条各号に該当する情報を除き、これを公開する。

(小委員会の運営)

第12条 条例第6条の規定に基づき、小委員会が設置されたときは、当該小委員会の運営に関し必要な事項については、会長が審議会に諮って定めるものとする。

(雑則)

第13条 この規程に定めがない事項は、会長が審議会に諮って定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年2月27日改正)

この規程は、平成16年2月27日から施行する。

附 則 (平成21年6月30日改定)

この規程は、平成21年6月30日から施行する。

## 名張市都市計画審議会小委員会運営規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、名張市都市計画審議会運営規程第12条の規定に基づき、名張市都市計画審議会小委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 委員会は、次に掲げる者のうち、名張市都市計画審議会会長が指名するものをもって組織する。

- (1) 名張市都市計画審議会条例(昭和56年名張市条例第16号。以下「条例」という。)第2条に規定する委員
- (2) 条例第3条第2項に規定する専門委員

### (委員長等)

第3条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長は名張市都市計画審議会会長が指名し、委員会を招集し、統括する。

3 副委員長は、委員長が指名し、委員長が欠席の場合は、副委員長が委員長の職務を代理する。

### (委員会の運営)

第4条 委員会の運営は、条例第5条第2項、第8条から第9条並びに名張市都市計画審議会運営規程を準用する。この場合において、「審議会」を「委員会」に、「会長」を「委員長」に読み替えるものとする。ただし、これによりがたい場合は当該委員会において協議のうえ決定する。

### (雑則)

第5条 この規程に定めがない事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

### 附 則

この規程は、平成21年6月30日から施行する。

## 傍 聴 要 領

名張市都市計画審議会

### 1．傍聴定員等について

- (1) 傍聴要領の定員は、15人とします。
- (2) 傍聴者への資料の配布は行いません。

### 2．傍聴手続き

- (1) 傍聴希望者の受付は、会議開催予定時刻30分前から10分前まで、先着順で行います。
- (2) 傍聴希望者は、受付で整理券を受け取ってください。
- (3) 傍聴希望者が、受付終了時に傍聴定員を超えた場合は、抽選により決定します。
- (4) 傍聴者は受付にて住所・氏名を記入し、「傍聴要領」を受け取り、許可を受けたうえで指示に従って入室してください。

### 3．会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する場合、次の事項を守ってください。

- (1) 傍聴席に着席し、みだりに席を離れないこと。
- (2) 会議開催中は静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (3) 会議場において、発言等しないこと。
- (4) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケンの類を着用し、又は貼り紙、旗、プラカード、垂れ幕等を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (5) 会場において、会長の許可なく、写真、ビデオの撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。
- (6) その他、会議場の秩序を乱し、会議の妨げとなるような行為をしないこと。
- (7) 原則として途中入場は認めません。ただし、各議案審議が終了後における退場は認めます。

### 4．会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議の傍聴にあたっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が3の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは退場していただく場合があります。
- (3) 傍聴者は、会議を非公開とする議決があったときは、速やかに退場してください。

名張市都市計画審議会小委員会 委員名簿  
〔名張市都市マスタープラン改定検討委員会〕

(平成21年7月10日現在)

氏 名	適 用	備 考
名張市都市計画審議会条例第2条第1号に規定する者		
たつみ かつや 辰巳 雄哉	名張商工会議所会頭	
ひさ たかひろ 久 隆浩	近畿大学理工学部教授	
もちづき あきこ 望月 明子	名張市民生委員児童委員	
名張市都市計画審議会条例第2条第3号に規定する者		
とみた ひろし 富田 廣	市民公募委員	
名張市都市計画審議会条例第4条第1項及び第2項の規定に基づき市長が委嘱した者		
すがお さとし 菅尾 悟	社団法人三重県宅地建物取引業 協会名張支部	
なかきた まこと 中北 真	近畿日本鉄道株式会社 不動産事業本部分譲事業部	
まつもと ゆきまさ 松本 幸正	名城大学理工学部教授	
やました しょういち 山下 松一	名張市土地改良区 理事長	
おくの じゅんいち 奥野 淳一	国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 調査課長	
うかい のぶひこ 鵜飼 伸彦	伊賀建設事務所 副所長	



名都計第109号  
平成21年6月30日

名張市都市計画審議会 会長 様

名張市長 亀井 利克



名張市都市マスタープランの改定について（依頼）

名張市都市マスタープランについて、その改定にあたり、都市計画法第77条の2第1項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

## 記

### 1. 依頼の趣旨

近年、少子高齢化に伴う人口減少社会の到来、モータリゼーションの進展、産業構造の転換、地球環境問題の高まり、厳しい財政的制約など、都市を取り巻く社会経済状況は大きく変化しており、今後の都市計画はこれらの変化に的確に対応していくことが求められています。

また、防災・防犯など安全・安心なまちづくりの気運の高まりや、量から質へ、成長から成熟へといった、心の豊かさやまちづくりに対する参加意識など、多様な価値観と社会ニーズの変化も見られます。

こうしたことから、平成21年度末を目途に、名張市都市マスタープランの改定を行うこととしており、この改定にあたっては、専門委員を委嘱すると共に、貴審議会に小委員会を設置することとし、当該小委員会において、都市を取り巻く様々な情勢や本市の諸課題を踏まえ、総合的かつ専門的見地から調査検討いただき、ご意見を求めるものです。